

退職後も継続加入できる 希望者グループ保険

団体定期保険
更新のご案内 ◆死亡保障・高度障がい保障

お申込み（変更・脱退）は年1回です。（脱退については原則年1回です。）保障額を見直される方はこの機会にご変更ください。同額継続の場合のみ「申込書兼告知書」のご提出は不要です。※ただし、増額はできません。

意向確認書

ご自身のニーズ（ご意向）に合致した商品内容であるか、お申込み前に必ずご確認ください。

この保険は、以下のニーズをお持ちの方に適した保険期間1年の商品です。原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により一定期間継続して加入いただくことができます。

・死亡保障・高度障がい保障

当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」を含みます。）により、この商品がご自身のニーズに合致しているかご確認ください。

チェック欄

☐ 保障内容はニーズに合致していますか。

☐ ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容はニーズに合致していますか。

◆退職後

年齢 75 歳 6 カ月（効力発生日現在の年齢）
まで継続加入できます。

（配偶者の方は本人が退職後も継続加入される場合にかぎりです。）

◆保障額〔死亡保険金額（高度障がい保険金額）〕

**1,000万円・800万円・500万円・
300万円・200万円・100万円**

<ご加入状況のご確認について>

加入通知書より口座振替のご案内の方が、早く到着する場合がございます。

更新日（9/1）以降に加入者ダイレクトで加入状況を確認することが可能です。



保 険 期 間

効力発生日～2026年8月31日

効力発生日と 申 込 締 切 日

効力発生日：2025年9月1日

申込締切日：2025年6月19日（木）

第1回保険料は
9月12日に口座振替

ご相談窓口等

●ご照会・苦情につきましては、以下の団体窓口までお問合せください。

（なお、引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じく以下の日本生命窓口までご連絡ください。）

〈団体お問合せ先〉 銀泉株式会社 アステラス保険営業部

東 京 営 業 部 TEL 0120-522-672

大 阪 営 業 部 TEL 0120-335-524

〈日本生命お問合せ先〉 日本生命保険相互会社 法人サービスセンター TEL 0120-563-925（通話料無料）

※お問合せの際には、記号証券番号（930-59510）をお知らせください。

【受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日・12/31～1/3を除く。）】

別添の「契約概要」と「注意喚起情報」には、それぞれご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特に確認いただきたい事項と特に注意いただきたい事項が記載されています。お申込みにあたっては、当パンフレットとあわせてご確認ください。

なお、ご加入者（被保険者）は、当パンフレット（「契約概要」・「注意喚起情報」等を含みます。）をお読みいただいた後も大切に保管してください。

保険加入に際しましては、ライフプランや公的保険制度等もふまえ、ご自身の抱えるリスクやそれに応じた保障の必要性をご理解いただきご検討ください。

金融庁の
公的保険ポータルはこちら



アステラス製薬株式会社
事務取扱 銀泉株式会社 アステラス保険営業部

加入資格

以下の加入資格の他、「申込書兼告知書」に記載の内容を十分ご確認のうえ、お申込みください。以下の年齢は効力発生日現在の年齢です。

〔本人・配偶者〕退職時に希望者グループ保険に加入されていた方は、退職時に加入されていた保障額と同額もしくはそれ以下の保障額で、退職後も年齢75歳6カ月まで継続加入することができます。（配偶者は本人が退職後も継続して加入される場合にかぎりあります。）ただし、保障額は1,000万円が上限となります。

※2024年9月1日～2025年8月31日退職者（予定者も含む）は、申込保障額を記入・申込印を押印のうえ、「申込書兼告知書」をご提出ください。保障額1,000万円超にご加入の方は、減額の手続きが必要となりますので、「申込書兼告知書」をご提出の際、1,000万円以下の保障額へご変更ください。「申込書兼告知書」のご提出がない場合、更新日付で1,000万円へ自動的に減額して更新されます。800万円以下の保障額へ変更する場合は、「申込書兼告知書」のご提出が必要です。

（注意）

- ①病気になるれても、原則として、加入資格を満たすかぎり同額もしくはそれ以下の保障額で継続加入できます。
- ②配偶者のみで継続加入することはできません。
- ③配偶者は、本人と同額もしくはそれ以下の保障額でお申込みください。
- ④保険期間中に本人が死亡または脱退された場合は、配偶者も自動的に脱退となります。
- ⑤本人が退職後、本人・配偶者の新規加入・増額はできません。なお、保険期間の途中での減額はできません。また、保険期間の途中での脱退も原則できません。

保険期間

- 保険期間は効力発生日～2026年8月31日までです。
以降は毎年9月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。

この保険契約から脱退いただく場合

- 2回連続口座振替不能となり、銀泉株式会社 アステラス保険営業部指定日までに保険料のお支払いがない場合は、脱退となります。その場合は、脱退手続き書類を必ず提出いただきます。
- 更新日時時点で継続加入年齢を超える方は、更新日の前月末日で脱退となります。また、保険期間の途中で継続加入年齢を超える方は、次の更新日の前月末日で脱退となります。
- 配偶者が加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日にこの保険契約から脱退となります。
①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
②加入資格を失われた日
- この保険契約の保障終了日は、脱退となった日の属する月の末日です。保障終了日翌日以降の保険料を払込みいただいている場合、その保険料は返金します。
（例えば、3月24日に脱退された場合、3月31日が保障終了日となります。払込みいただいた一括払保険料のうち、4月1日以降分の保険料は返金します。）
- 脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細は当パンフレットに記載の団体窓口までお問合せください。

受取人

- 本人の死亡保険金受取人は、本人の配偶者・子ども・孫・父母・祖父母・兄弟姉妹から選択できます。
- 配偶者の死亡保険金受取人は本人（主たる被保険者）です。
- 本人および配偶者の高度障がい保険金受取人は被保険者ご自身です。

税務上のお取扱い

《保険料》■主契約の実質保険料（保険料から配当金を控除した金額）は、一般生命保険料控除の対象です。
※この保険契約には新生命保険料控除制度が適用されます。生命保険料控除の詳細は、ニッセイのホームページをご参照ください。
（<https://www.nissay.co.jp/keiyaku/oshirase/hokenryokokajo/>）
※一般生命保険料控除の対象となる実質保険料については、年末調整・確定申告時に控除証明書等にて必ずご確認ください。
※当希望者グループ保険以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した保険料に基づき計算されます。当希望者グループ保険のみの保険料に基づき計算されるわけではありません。

《保険金》■死亡保険金
〈本人〉相続税の課税対象となりますが、法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の保険金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。
〈配偶者〉本人（主たる被保険者）が受取人の場合、死亡保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となります。
■高度障がい保険金…被保険者が受取人の場合、非課税です。

《年金》■年金…（公的年金等以外の）雑所得として所得税および住民税の課税対象です。

課税対象額＝（年金年額＋年金開始後配当金）－必要経費※

※必要経費＝ $\frac{\text{年金年額}}{\text{（除配当金）}} \times \frac{\text{年金基金充当金}}{\text{年金お支払見込総額}}$

税務の取扱い等について、2025年1月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金をお受取りになれます。配当金のお受取りがある場合、実質負担額（年間払込保険料から配当金を控除した金額）が軽減されます。脱退され、保険期間の途中で保障終了となられた方は配当金をお受取りになれません。

保険金の年金受取り

保険金請求の際、受取人の希望により、保険金の全部または一部を年金基金として設定し、年金として受取ることを選択いただくことができます。
※年金基金として設定する保険金が少額の場合、保険金を年金として受取ることを選択いただくことができません。

年金の種類		年金の型	年金受取り	年金受取開始日	一括受取請求	年金受取人が死亡された場合
種類	受取期間					
確定年金	5年	定額型	以下のいずれかを選択 ①年1回受取り ②年2回受取り（6カ月ごと） ③年4回受取り（3カ月ごと）	以下のいずれかを選択 $\left\{ \begin{array}{l} 2月1日 \\ 5月1日 \\ 8月1日 \\ 11月1日 \end{array} \right\}$	年金受取人の請求によって年金受取りにかえて、一括受取りを請求できます。	残存受取期間の未払年金の現価を年金受取人の相続人にお支払いします。
	10年					
	15年					

【年金受取開始日後の配当金のお受取方法について】

・年金受取開始日後の配当金のお受取方法は以下のいずれかの方法の中から選択いただけます。

- 年金とともに受取る方法
- 年金の買増にあてる方法
- 利息をつけて積立てる方法

【年金基金設定日から年金受取開始日の前日まで（据置期間）の配当金のお支払方法について】

・所定の利率（＊）による利息をつけて積立て、年金受取開始日が到来したときに年金基金に繰入れ、年金額を増額します。

（＊）利率は引受保険会社各社で異なり、また、金融情勢等により変動することがあります。

※第1回年金年額が30万円未満となる場合は、年金でのお受取りはできません。（一時金でのお受取りとなります。）

※年金受取方法を年2回受取り、または年4回受取りとする場合、年金年額40万円以上での設定が必要となります。

退職後の保障額と3カ月一括払保険料(概算)

※保険料は年齢・性別によって異なりますので必ずご確認ください。

～ 保険料は3カ月分の金額です。～ (保険料の単位：円)

死亡保険金額 (高度障がい保険金額)		本 人 ・ 配 偶 者					
		1,000 万円	800 万円	500 万円	300 万円	200 万円	100 万円
保険年齢	性別						
18歳～35歳 (H2.3.2生～H20.3.1生)	男 性	2,310	1,848	1,155	693	462	231
	女 性	1,610	1,288	805	483	322	161
36歳～40歳 (S60.3.2生～H2.3.1生)	男 性	2,850	2,280	1,425	855	570	285
	女 性	2,460	1,968	1,230	738	492	246
41歳～45歳 (S55.3.2生～S60.3.1生)	男 性	3,750	3,000	1,875	1,125	750	375
	女 性	2,940	2,352	1,470	882	588	294
46歳～50歳 (S50.3.2生～S55.3.1生)	男 性	5,220	4,176	2,610	1,566	1,044	522
	女 性	4,020	3,216	2,010	1,206	804	402
51歳～55歳 (S45.3.2生～S50.3.1生)	男 性	7,450	5,960	3,725	2,235	1,490	745
	女 性	5,310	4,248	2,655	1,593	1,062	531
56歳～60歳 (S40.3.2生～S45.3.1生)	男 性	10,610	8,488	5,305	3,183	2,122	1,061
	女 性	6,640	5,312	3,320	1,992	1,328	664
61歳～65歳 (S35.3.2生～S40.3.1生)	男 性	16,060	12,848	8,030	4,818	3,212	1,606
	女 性	8,700	6,960	4,350	2,610	1,740	870
66歳～70歳 (S30.3.2生～S35.3.1生)	男 性	23,640	18,912	11,820	7,092	4,728	2,364
	女 性	11,610	9,288	5,805	3,483	2,322	1,161
71歳 (S29.3.2生～S30.3.1生)	男 性	30,840	24,672	15,420	9,252	6,168	3,084
	女 性	15,290	12,232	7,645	4,587	3,058	1,529
72歳 (S28.3.2生～S29.3.1生)	男 性	34,080	27,264	17,040	10,224	6,816	3,408
	女 性	16,990	13,592	8,495	5,097	3,398	1,699
73歳 (S27.3.2生～S28.3.1生)	男 性	37,840	30,272	18,920	11,352	7,568	3,784
	女 性	18,990	15,192	9,495	5,697	3,798	1,899
74歳 (S26.3.2生～S27.3.1生)	男 性	42,210	33,768	21,105	12,663	8,442	4,221
	女 性	21,190	16,952	10,595	6,357	4,238	2,119
75歳 (S25.3.2生～S26.3.1生)	男 性	47,370	37,896	23,685	14,211	9,474	4,737
	女 性	23,580	18,864	11,790	7,074	4,716	2,358

- 保険料は3カ月ごとに所定の口座から振替えます。(第1回目は9月12日。金融機関が非営業日の場合は翌営業日)
(退職後、初めて更新される方は、「口座振替依頼書」のご提出が必要です。)
- 上記は概算保険料です。正規保険料は申込締切後に算出し、更新日(今回は2025年9月1日)から適用します。
保険料は、毎年の更新日に再計算し適用します。年齢が上がり、次の年齢群団へ移る方が同額の保険金額で更新された場合、通常、更新後の保険料は更新前より高くなります。
- 当パンフレットにおける年齢は原則として満年齢で記載しており、保険年齢の場合は保険年齢〇〇歳と記載しております。
※「保険年齢」は、被保険者の年齢を満年齢で計算し、1年末満の端数は6カ月以下は切捨て、6カ月超は切上げます。
(例：19歳7カ月の被保険者の方の保険年齢は20歳となります。)

保険金のお支払事由

■死亡保険金

引受保険会社は、被保険者が保険期間中に死亡された場合、死亡保険金をお支払いします。

■高度障がい保険金

引受保険会社は、被保険者がこの保険契約への加入日(*1)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、別表(*2)に定める高度障がい状態のいずれかになられた場合、高度障がい保険金をお支払いします。

なお、上記によって高度障がい保険金が支払われた場合には、この保険契約のその被保険者に対する部分は、高度障がい状態になられた時に消滅したものととして取扱います。したがって、高度障がい保険金と死亡保険金は重複してはお支払いしません。

(*1) その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については「加入日」を「増額日」と読替えます。

(*2) 対象となる「高度障がい状態」とは

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障がいを残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

保険金のお支払事由(続き)

～高度障がい状態に関する補足説明～

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障がい(視力障がい)
(1) 視力の測定は、万国式視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
(2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
(3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障がいは視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障がい
(1) 言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
① 語音構成機能障がい、口唇音、歯舌音、口蓋音、こゝ頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
③ 声帯全部のてき出により発音が不能の場合
(2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障がい
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

保険金をお支払いしない場合等(詳細)

【主契約】

- 引受保険会社は、保険金のお支払事由が次の項目のいずれかによって生じた場合には、保険金をお支払いしません。
 - ・被保険者の自殺。ただし、その被保険者がそのご加入(※1)日から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には保険金をお支払いします。
 - ・保険契約者・被保険者の故意。
 - ・保険金受取人の故意。ただし、その保険金受取人が保険金の一部の受取人である場合には、その残額をその他の保険金受取人にお支払いします。
 - ・戦争その他の変乱。(※2)
- (※1) 保障額を増額する場合、増額部分については、「ご加入」を「増額」と読替えます。
- (※2) ただし、戦争その他の変乱によって支払事由に該当された被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いし、または保険金を削減してお支払いします。

【高度障がい保険金】

- 高度障がい保険金のお支払いは、その原因となる傷病がご加入(※1)時以後に生じた場合にかぎり、(原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、お支払事由に該当しません。)したがって、原因となる傷病がご加入(※1)時前に生じていた場合には、過去の傷病歴(傷病名、治療期間等)、おからだの状態等について告知いただいているかどうかにかかわらず、高度障がい保険金はお支払対象となりません。

【すべての保険金】

次の場合には、保険金をお支払いせず、ご加入も継続できません。

- 告知義務違反による解除の場合
ご加入(※1)のお申込みの際に保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失によって告知事項について事実を告げずまたは事実でないことを告げ、保険契約の全部またはその被保険者のご加入(※1)部分が解除されたとき。ただし、支払事由の発生が解除の原因となった事実によらないことが証明された場合には、保険金をお支払いします。
- 詐欺による取消の場合
保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消となることがあります。この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 不法取得目的による無効の場合
保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的もしくは他人に保険金を不法に取得させる目的をもってこの保険契約の締結・被保険者の加入等を行った場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を無効とし、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
- 保険契約が失効した場合
保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき。
- 重大事由による解除の場合
次のような事由に該当した場合には、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分を解除することがあります。
(以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときにかぎり、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。)
① 保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。または保険金受取人が、保険金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。))を詐欺する目的または他人に詐欺させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき。
② この保険契約の保険金の請求に関し、保険金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき。
③ 保険契約者、被保険者または保険金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき。
(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下、「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき。

【制度運営および引受保険会社】

- 当制度はアステラス製薬株式会社が生命保険会社と更新時点の約款に基づき締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約に基づいて運営します。
- この団体定期保険契約は以下の引受保険会社による共同取扱契約であり、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行います。各ご加入者(被保険者)の加入保険金額について、引受保険会社はそれぞれの引受割合(2025年1月17日現在)に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

【引受保険会社】

日本生命保険相互会社(80.3%) [事務幹事会社] 大樹生命保険株式会社(19.7%)

<「障がい」の表記>

当パンフレットでは、「障害」を「障がい」と表記しています。なお、法律、政令、規則等の法令で用いられている用語や特定の固有名詞については「障害」とそのまま表記する場合があります。